

議案第 8 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表を次のように改める。

区分	別表
戸籍等に関する手数料	別表第1
屋外広告物許可等に関する手数料	別表第2
消防等に関する手数料	別表第3
税その他の手数料	別表第4

第5条第1項第4号中「において、別表第3に該当しないとき。」を削る。

別表第2及び別表第3を削り、別表第4を別表第2とし、別表第5を別表第3とし、別表第6を別表第4とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の桐生市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の別表第2の3の項及び4の項の規定については、令和7年5月26日の前日までは、この条例の施行後も、なおその効力を有するものとし、令和7年5月26日の前日までに宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。)第8条第1項本文の許可を受けた者が、旧法第12条第1項本文の規定により、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときの手数料については、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

### 議案第 8 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割するため、別表第 2「開発許可等に関する手数料」及び別表第 3「建築等に関する手数料」を削除しようとするものです。